

## 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業のご案内

### 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業とは

母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師などを養成する学校に通学し、受講する期間に給付金を支給することにより、在学中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にし、もって生活の安定を促進するものです。

## 1. 対象となる方

市内に住所があり、20歳未満の子どもを養育する母子家庭の母または父子家庭の父であって、次の要件を全て満たす方

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者、又はこれと同等の所得水準にあること。
- (2) 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- (4) 原則として過去に本事業に基づく給付金の支給を受けたことがないこと。
- (5) 他の制度で同様の給付を受けることができない者であること。

## 2. 対象となる資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格、等

## 3. 給付金の種類

	対象期間	支給額	
		市民税非課税世帯	市民税課税世帯
(1) 職業訓練給付金	修業期間の全期間（上限48月）	月額100,000円	月額70,500円

※ 修業期間の最終年度は、上記の金額に40,000円が加算されます。

(2) 修了支援給付金	修業期間修了後、1回	50,000円	25,000円
-------------	------------	---------	---------

※ 修業開始以後、申請した日の属する月から支給します。

※ 対象期間は、資格取得のために必要な期間で、資格ごとに異なります。

※ 支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況（4～7月分は前年度、8～翌年3月分は当年度の課税状況）によって決定します。

※ 准看護師養成機関修了後、引き続き看護師資格の養成機関で修業する場合、准看護師と看護師の修業期間を通算して48月分支給します。看護師養成機関入学後に、再度申請が必要です。

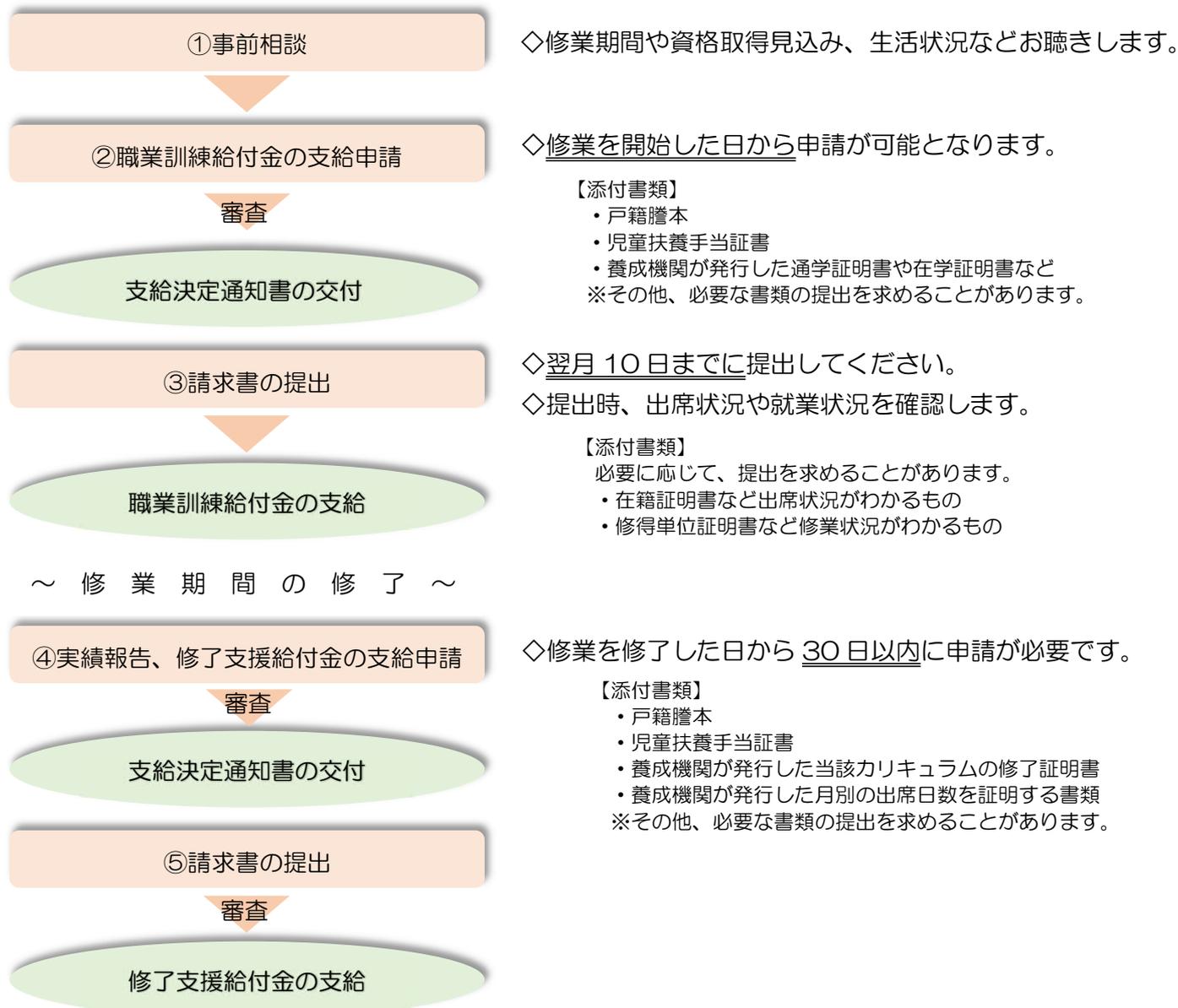
## 4. 留意事項

下記のいずれかに該当した場合は、支給額が変更となる場合がありますので速やかに届け出てください。

- (1) 転居や世帯員の転出入等、世帯の状況に変更があった場合。
- (2) 申請者および同居の家族の課税状況に変更があった場合。

対象要件に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。原則として対象要件に該当しなくなった日の属する月の翌月から支給を停止します。（例：退学、休学、婚姻、市外転出、養育しているお子さんが20歳になった等）

## 5. 支給までの流れ



## 6. その他

- ・ハローワークで実施している求職者支援制度で同様の給付を受けることができる場合がありますので、ハローワークへもご相談下さい。
- ・高等職業訓練促進資金貸付金制度について  
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等を受給している方は、高等職業訓練促進資金貸付制度の対象です。詳しくは、岩手県社会福祉協議会（電話：019-637-9611）にお問い合わせください。

	対象者	貸付金額
入学準備金	養成機関に入学した方	50万円以内
就職準備金	養成機関の課程を修了し、資格取得した方	20万円以内

## — 手続・お問い合わせ —

一関市役所 児童保育課手当係（一関保健センター内） 21-2172（直通）